

質 問 回 答

2014 年 6 月 9 日

「2014 年度案件別事後評価：パッケージ I-1(中国)」

(公告日：2014 年 5 月 28 日／公告番号：140372)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番 号	当該頁項目	質問	回答
1	別添、【事後評価業務における排除者条項】	業務内容の実質は中間レビュー(評価)ですが、契約上、評価対象案件の事業効果促進のために専門家として派遣された個人・法人は調達から排除されますか。	【事後評価業務における排除者条項】の例外として扱われる法人・個人は、機構との契約件名が「中間レビュー調査」又は「終了時評価調査」の場合のみです。件名が上記と異なる場合(事業効果促進等)、実際の業務内容に対象事業の中間レビュー等評価に類似する業務を含む場合であっても、評価以外の他業務も含まれると判断されますので、例外とはなりません。
2	p.6 第 9 (1)評価対象とする業務従事者の担当分野、(2)評価対象とする業務従事者の予定人月数) p.19 第 3 業務実施上の条件 「3. 業務量の目途」「4. 業務従事者の構成」	なお、評価対象者数、評価対象者 M/M、全体 M/M 等の考え方を次頁に整理しました。	

以 上

2014年度案件別事後評価：パッケージ I (1~12)

	対象国	対象案件数	業務従事者数 (予定)	評価対象者数	全体M/M	評価対象予定M/M	評価対象者数、評価対象者M/M、全体M/Mの考え方
1	中国	9	4	3	15.69	8.93	<p>左記「業務従事者数（予定）」欄記載の数字を上回る人数の従事者の提案を認めます。 ただし、その場合、 ①評価対象者数は左記「評価対象者数」欄記載の数のみとします。 ②評価対象者のM/M総計は、左記「評価対象予定M/M」欄記載の数字以上とします。 これに反した提案は、プロポーザル評価の際に減点の対象となる場合があります。</p>
2	モルディブ	1	2	1	4.99	3.04	
	スリランカ	2					
3	チュニジア	2	2	1	7.25	3.15	
	エジプト	1					
	レバノン	1					
5	ミャンマー	1	1	1	4.95	2.55	
	モンゴル	1					
6	ケニア	1	2	1	6.30	3.20	
	タンザニア	2					
	ザンビア	1					
7	中米カリブ	1	2	2	7.65	4.75	
	ホンジュラス	1					
8	セネガル	2	1	1	3.96	2.17	
9	ベトナム	1	1	1	4.07	2.37	
	ミャンマー	1					
10	PNG	1	2	1	4.97	2.07	
	ソロモン	1					
	中国	1					
11	ベトナム	4	2	2	7.64	5.84	
12	インドネシア	1	1	1	5.20	2.65	
	ベトナム	1					